

加入可能年齢等の引き上げについて (2025年4月1日実施)

日本ITソフトウェア企業年金基金

加入可能年齢等の引き上げ

- 2023年10月1日施行の規約変更により事業所ごとの選択制による加入可能年齢等の引き上げが可能になりました。

	引き上げ前		引き上げ後
加入可能年齢	65歳未満	⇒	70歳未満
年金の支給開始年齢	65歳		70歳

- メリット
事業所が掛金を納付し、加入者の仮想個人口座の残高を増やせる期間が延びます。
- デメリット
加入中は基金の給付の受給権が発生しないため、65歳以上70歳未満の在職者は、退職や70歳到達で加入者資格を喪失するまで年金や一時金を受けられる権利が発生しません(資格喪失後に発生します)。

ご検討の判断材料

- 加入可能年齢等の引き上げのご検討を推奨する事業所
 - ・70歳までの就業機会確保に対応済みまたは対応予定の事業所
 - ・継続雇用制度を導入している場合、継続雇用後の被用者が当基金の加入者の対象となっている事業所
- 加入可能年齢等の引き上げ前に加入者範囲の変更のご検討が必要な事業所
 - ・継続雇用制度を導入している場合、継続雇用後の被用者が当基金の加入者の対象となっていない事業所
 - ※定年等により65歳以下の年齢で加入者資格を喪失する場合、引き上げの効果が発生する加入者は役員等に限られてしまいます。

お申し込み方法

- 2025年4月1日からの加入可能年齢等の引き上げを希望する事業主様は、**2024年8月23日(金)まで**にフォームからお申し込みください。
- 来年以降も、毎年8月下旬を締め切りとしてお申し込みを受け付け、翌年4月から加入可能年齢等の引き上げを行うスケジュールとなります。8月23日までのお申し込みに関に合わなかった事業主様は、来年以降のお申し込みをご検討ください。
- なお、直近5年間の利息付与率の平均が2.5%を下回った場合、加入者の同意が必要となる場合があります。今回は、2019年4月～2024年3月の利息付与率の平均が2.5%以上のため、同意は必要ありません。

再加入の取り扱い①

- 加入可能年齢等の引き上げ前に65歳到達で加入者資格を喪失した方が引き続き在職している場合の取り扱いは次のとおりです。

①65歳前の期間に係る給付について、年金の受給を開始している、全額一時金で受給した、または企業年金連合会などに移換した方

i 引き上げ時点の年齢が67歳以下の場合

再加入しますが、65歳前の期間と再加入後の期間は通算しません。再加入から70歳到達や退職で資格を喪失するまでの期間が3年以上あれば、脱退一時金の受給権が発生します。



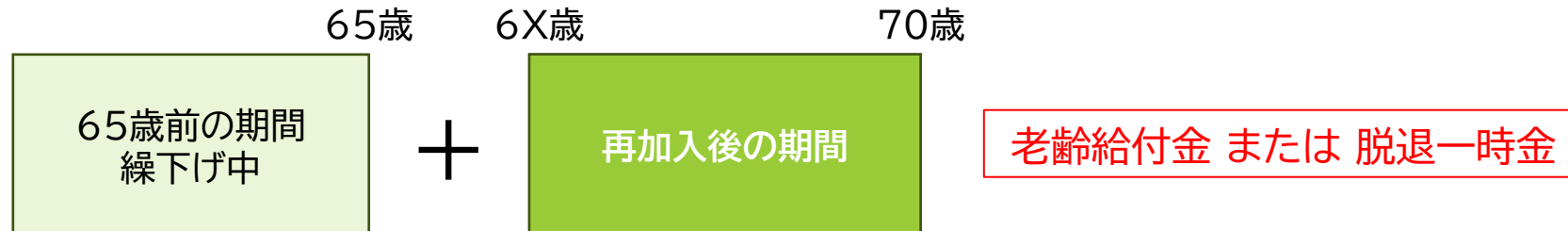
ii 引き上げ時点の年齢が67歳を超えている場合

70歳到達まで加入しても再加入後の期間が3年に満たない場合、再加入しません。

再加入の取り扱い②

②65歳前の期間に係る給付について、全額または50%支給を繰り下げている方

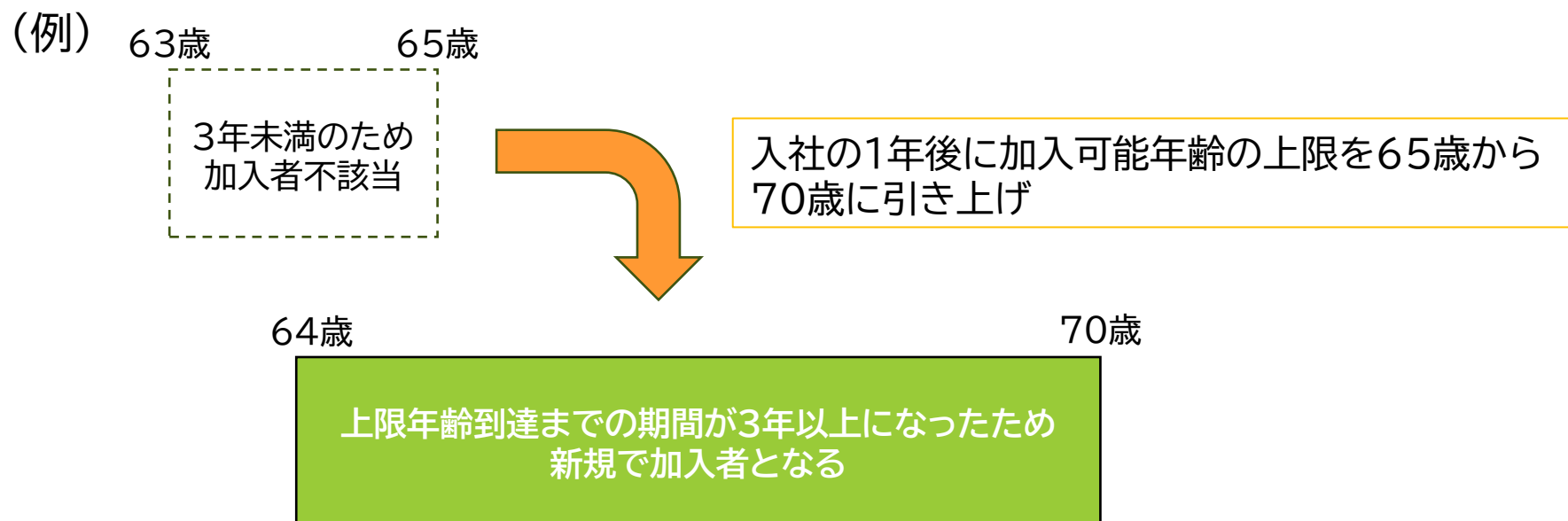
再加入し、65歳前の期間と再加入後の期間を通算します。再加入後、加入中は年金や一時金を受給できません。70歳到達や退職で資格を喪失したとき、通算した期間と仮想個人勘定残高により年金や一時金の権利が発生します。



引き上げ時点で新規加入者となるケース

- 下記に該当する方は加入者とししない取り扱いとなっています。
 - ・入社時点の年齢が加入可能年齢の上限以上の方
 - ・加入可能年齢の上限まで加入しても加入者期間が3年に満たない方
(通算可能な過去の加入者期間がない方)

加入可能年齢の引き上げ前に上記に該当した方がいる場合、引き上げによって新規で加入者となるケースがあります。



日本ITソフトウェア企業年金基金

※本資料は2024年7月現在の法令・規約に基づき、作成されています。